

第5章 個人情報の保護

* 特定健康診査等に係る個人情報は、特に個人のプライバシーに直結する情報であることに鑑み、保険者は個人情報保護法に基づくガイドライン（健康保険組合及び国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン）や関係法令に定める守秘義務規定を厳格に守り、再度周知を図りシステムの運用と管理体制に万全を尽くすものとする。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表と周知体制

1. 広報誌・ホームページ等の掲載

* 広報やホームページによる掲載はもとより、リーフレット等の個人配布や保健協力員の協力によって周知と案内体制を充実する。

2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

* 健康教室や地域巡回健康教室を通して啓蒙を図る。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

* H20~24年度までの実施計画に定める目標値を確実にクリアするため、各年度における達成率の実績を的確に分析し、実施手法の見直しを随時図っていくものとする。

第8章 その他 特定健康診査等の円滑な実施を確保するために必要と認める事項

* <他医療保険者の被扶養者に対する特定健診> 被用者保険が市町村国保の委託先と同等の契約（国保ベースの集合契約）を行い、被扶養者が居住する市町村でこれまで通り同様の受診体制を行えるように調整する。

* <健康増進法に基づくがん検診等> これまで市が担ってきた老人保健事業のうち、保険者に義務付けられないがん検診等については特定健診と併せて実施し、受診率の向上につなげるものとする。

* <マンパワーの確保> 特定健康診査等の円滑な実施を図るうえでのマンパワー確保に向けて、計画的な保健師および管理栄養士の増員を行うものとする。